プロジェクト研究7　総括報告

保育環境とその効果に関する研究

主任研究者　　網 野 武 博

I　研究の目的

わが国の保育所は，今日その数が2万か所を超え，ここで保育を受けている乳幼児の数は200万人に及ぼうとしている。核家族化，都市化が広く普及し，家庭以外の場所で日中保育を受ける必要のある乳児，幼児の割合は今後とも高まることが予測されている。一方，要保育児童に限らず，育児にかかわる重要な社会資源としても，保育所の役割が問い直されてきている。

これら保育所で保育を受ける乳幼児の健康や発達に関する関心も高まり，近年これに関する調査，研究は確実に増加しているが，しかし，保育環境が乳幼児の健康，発達に及ぼす影響についてはいまだ十分な検討がなされていない。

このため，本研究では，保育環境のうち，自然を重視した保育環境が及ぼす影響並びに直接保育にあたる保母という人的環境が及ぼす影響という二つの面から，近年注目され，論議されることの多いテーマについてとりあげ，継続的な研究をすすめている。

II　方法及び経過

1.　芝生保育が乳幼児の健康及び発達に及ぼす影響に関する研究

自然環境を十分に配慮した保育が必ずしも十分には行われにくい今日，はだし保育，芝生保育を積極的に実施する保育所がみられるようになり，前者では23.6％（1981年調査），後者では12.6％（1983年調査）の保育所で行われていることが報告されている。しかし，これらの保育環境が保育乳幼児の健康，発達にどのような影響を及ぼしているかは，比較的長期間にわたる縦断的研究が必要である。本研究は，昭和58年度より継続して観察，調査，検査を実施しており，今後さらに3年乃至4年間にわたり縦断的に実施する予定である。縦断的な発達状況に加え，各年特別のテーマを設定し，研究をすすめているが，その結果については，紀要第20集，第21集に報告した。今回報告するものは，昭和60年度において実施した「緑色環境と幼児の色彩選好」に関する研究の結果である。

2.　保母の養成と資格に関する国際比較研究

乳幼児の保育にあたる専門職として位置づけられている保母は，最も直接的に乳幼児の発育，発達にかかわる重要な役割を担っている。しかし，今日のわが国の保母の役割は，保育所以外の児童福祉施設における保育並びに幼稚園教諭の担う幼児教育を包含したものとしてその専門性が考慮され，養成がなされている。このため，保育とは何か，保母の本質的な役割は何かがあらためて問い直されている。

このため，保母の養成と資格に関する国際比較研究をすすめ，今後のわが国の保母養成のあり方，保育所保育指針のあり方を考える時の検討素材を提供することとした。この研究は昭和60年度厚生科学研究の一環として行ったものであるが，今後なお，欧米主要国の動向を分析し，保育の本質についてさらに考察をすすめる予定である。今回報告するものは，21か国について分析した「諸外国における保育者：その養成と資格の体系」に関する研究の結果である。

<プロジェクト研究7　保育環境とその効果に関する研究>

芝生保育が乳幼児の健康及び発達に及ぼす影響に関する研究　第3報

― 緑色環境と幼児の色彩選好 ―

研究第5部　網野武博・丸尾あき子

共同研究者　金子　保（淑徳大学）
橋本　勲（国立栄養研究所）

研究協力者　住吉玲子（愛育幼稚園）
塚原　富（聖マリア保育園）
兼子　肇（神明保育園）
川上芳子（同援みどり保育園）
小野藤子（深谷保育園）
森　日出丸（日本緑営会社芝生研究所）
大久保　稔（厚生省児童家庭局）

Ⅰ　目　的

本研究は，はだし保育，芝生保育に関する論議がなされる機会が多くなっている今日，これまで必ずしも明らかにされていなかったはだし保育あるいは園庭における土，芝などでの立地条件が，保育所の園児の健康・運動面，心理発達面に及ぼす影響について，比較的長期間にわたり検討し，保育所における園庭のあり方について考察を加えることを目的としてすすめられている。

ここに報告する第3報は，芝生園庭の色彩が主に緑色であることが，園児の情緒面，芝生選好とりわけ緑色選好に如何なる影響を及ぼすかについて検討し，考察を加えたものである。

Ⅱ　方　法

1.　検査及び調査

(1)　幼児色彩選好検査

幼児に対する色彩選好検査の標準的なものはない。幼児期においては，おおむね3歳から6歳の間，形よりも色に対する関心が強いこと[1]，標準化された心理検査では，視覚及び精神発達が健常な場合おおむね5歳時では色彩に対する認知や感受性が形成され，色名の呼称が可能であること[2]，などから，表1のとおりの色彩カードを作製して，5歳児（年長児）を対象とする色彩選好検査を実施した。

色紙は，日本色彩研究所視感複製色紙を用い，表1のとおり，波長の長い順に赤，橙，黄，緑，青，紫の基本色及び色彩選好に影響をもつ白の計7色である。色彩カードは，過去の研究においては5cm²より大きい色紙は用いられていないようであり[3]，本検査では5cm² のカードを作製して，用いた。

検査は，7枚の色彩カードをランダムに円状に配置し，順位法により最も好む色から順に左側から右側へ並べるよう教示した。検査の内容は，7枚の色彩カードの選好

表1　色彩カードの種類

	色　票	明　度	彩　度
赤	5R	4	14
橙	5YR	7	14
黄	5Y	8	14
緑	5G	5	10
青	5PB	4	10
紫	5P	4	10
白	N	9.5	—

の順位，色名，選好の理由，各7色に関する連想内容及び芝生園庭のある保育所の園児に対しては，芝生の色名，芝生の好・嫌とその理由である。

検査は，3名の検者によりすべての園児に対して個別に施行した。

(2) 両親に対する色彩に関する調査

幼児の両親に対し，質問紙法により両親の色彩選好，色彩に関する意識などについて調査を行った。調査の内容は，幼児色彩選好検査に用いた7色に関する選好の順位，両親の現在及び子どもの頃の最も好きな色，好きな色のついた物の子どもへの使用のさせ方，子どもの服装，持物の色である。

2. 対　象

検査及び調査の対象は，芝生園庭をもつ保育所（芝生群）2園，芝生園庭をもたない保育所（非芝生群）2園及び幼稚園1園，計5園の5歳児（年長児）及びその両親であり，内訳は表2のとおりである。

このうち，A保育園の園児に対しては，幼児期における色彩選好の信頼性及び妥当性を検討するため，1回目の検査の約1か月後に同じ検査を再施行した。また，E幼稚園の両親に対しては，園児とその両親の色彩選好の順位相関を検討するため，園児と同様の7色に関する選好検査を記述法により施行した。

表2　検査及び調査の対象

	男児	女児	小計	計
	人	人	人	人
A 保育園（芝生園）	12	10	22	48
B 保育園（　〃　）	14	12	26	
C 保育園（非芝生園）	13	12	25	36
D 保育園（　〃　）	8	3	11	
E 幼稚園	36	33	69	
計	83	70	153	

Ⅲ　結果及び考察

検査及び調査結果のうち，園児の色彩選好とその性差及び両親の影響並びに色彩選好との関係で分析したものは，以下のとおりである。

1. 色彩選好の順位と重みづけ

白を含む7色に関する選好の順位づけの分布を男児・女児別，父親・母親別にみたものが表3である。また，順位づけの結果を，最も選好する色（第1位……ウエイト7）から最も選好度の低い色（第7位……ウエイト1）まで重みづけし，各色毎にその重みづけの平均値を，園

表3　色彩選好の性別，父親・母親別順位づけの分布

			赤	橙	黄	緑	青	紫	白
園児	男児	1位	16	3	5	10	39	5	5
		2〃	17	7	8	23	19	5	4
		3〃	13	9	11	21	8	9	12
		4〃	14	15	18	10	4	13	9
		5〃	6	11	16	13	6	15	16
		6〃	11	21	14	5	3	13	16
		7〃	6	17	11	1	4	23	21
	女児	1位	21	6	14	1	6	15	7
		2〃	17	9	12	11	4	6	11
		3〃	11	13	13	5	10	12	6
		4〃	12	10	11	7	9	10	11
		5〃	4	13	5	15	13	10	10
		6〃	2	9	11	18	10	10	10
		7〃	3	10	4	13	18	7	15
	Z値 (Mann-Whitney)		2.29 *	2.32 *	3.27 **	5.68 **	6.79 **	3.56 **	1.61

			赤	橙	黄	緑	青	紫	白
両親	父親	1位	2	1	2	7	36	0	17
		2〃	10	5	4	10	13	2	21
		3〃	11	0	8	19	6	5	16
		4〃	14	9	14	15	6	4	3
		5〃	15	13	20	8	4	5	0
		6〃	7	24	13	5	0	10	6
		7〃	6	13	4	1	0	39	2
	母親	1位	5	2	2	10	17	2	29
		2〃	16	4	4	3	20	2	18
		3〃	16	3	6	8	14	10	10
		4〃	12	3	18	16	6	9	3
		5〃	10	4	13	17	5	11	7
		6〃	5	25	16	8	4	9	0
		7〃	3	26	8	5	1	24	0
	Z値 (Mann-Whitney)		2.36 *	2.34 *	0.69	2.55 *	3.30 **	3.00 *	1.94

*…$p<0.05$，**…$p<0.01$

児全体，男児，女児別，父親・母親別にみたものが図1である。

園児（年長児）では，赤，青，緑，黄，紫，橙，白の順に選好している。今田は，5,6歳児では，赤，黄，緑，橙，青，紫の順で好み[4]，Birren.F.は児童の色彩の好みは，赤，青，緑，紫，橙，黄の順であるとしている[5]。しかし幾つかの研究が示唆しているように，今回の我々の研究からも，男児と女児の色彩選好には，異なる傾向がみられる。男児では青，緑，赤，黄，橙，紫，白の順であるのに対し，女児では赤，黄，紫，橙，白，青，緑と対比的である。また両親の色彩選好をみると，父親では青，白，緑，赤，黄，橙，紫の順であり，母親では，白，青，赤，緑，黄，紫，橙の順であった。成人における性差とともに，園児（幼児）と両親（成人）の色彩選好にも相当異なる傾向のあることが示唆された。

2. 色彩選好の性差

図1にみるとおり，男児では青，緑，赤に対して，女児では赤，黄に対して，他の色よりも有意に選好する傾向がみられる。そして表3にみるとおり，男児と女児の間には，白を除く6色すべてについて選好傾向に有意な差がみられた。女児は，青，緑を除く他の5色すべての色に対し重みづけの平均値が男児よりも高かった。とくに，赤，黄という波長の長い色彩を選好する傾向は，男児が青，緑という中間の波長乃至波長のやや短かい色彩を選好する傾向と対比的である。

色彩選好に関する検査，調査には種々の方法があるが結果に関して比較する限りでは，これまでの幼児期の研究結果とほぼ類似している。日本色彩研究所（1960年）の結果をみると，幼稚園の年長組では，男児は緑系，青系への好みが集中する傾向がみられ，女児は赤系とピンク系に好みが集まる傾向を示したという[6]。製品科学研究所デザイン分析研究室（1971年）の結果では，男児の場合3歳あたりでは赤への関心がかなり高いが，6歳児になると圧倒的に青系統に魅かれ，女児では赤に対する関心が一番強く，年齢が進むにつれて青系統に殆んど関心を示さなくなるとしている[7]。また千々岩ら(1973年)の研究結果からも，幼児（5～6歳児）は純色を好む傾向が強いが，その傾向は女児に著しい。男児は青や緑，黒などを好むのに対して，女児は赤紫，赤などを好む。また黄，橙，ピンクなどを好む点や白に対する興味が少ない点は共通していると述べている[8]。

今回の研究結果をみると，両親の調査からは，父親と母親との間にも色彩選好に関する性差のあることが示唆された。表3にみるとおり，黄，白を除く5色について選好傾向に有意な差がみられた。しかし，幼児期の傾向と比較して，大幅に選好の順位が相違するような対比的な傾向はみられない。父親，母親ともに青，白を選好する傾向は，幼児期と全く異なるものである。このことは

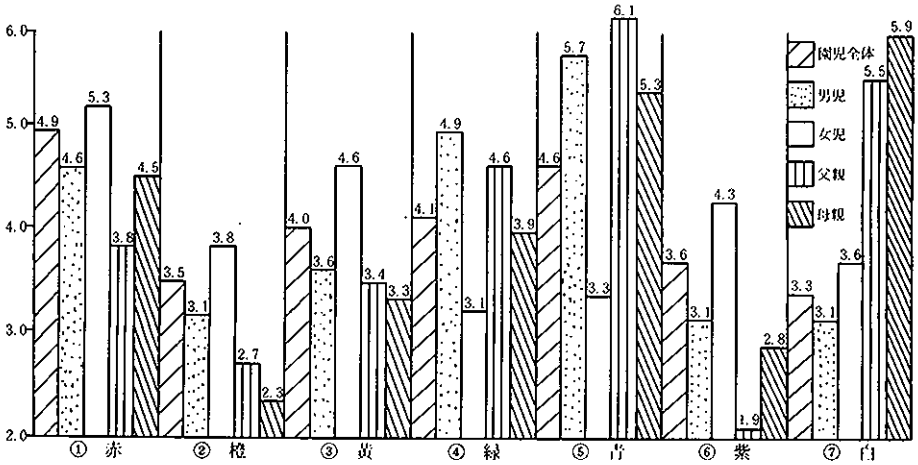

t検定		①-②	①-③	①-④	①-⑤	①-⑥	①-⑦	②-③	②-④	②-⑤	②-⑥	②-⑦	③-④	③-⑤	③-⑥	③-⑦	④-⑤	④-⑥	④-⑦	⑤-⑥	⑤-⑦	⑥-⑦
	男児	**	**		**	**	**		**	**			**	**			**	**	**	**	**	
	女児	**	*	**	**	**	**	*	*				**	**		**		**		**		
	父親	**		**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
	母親	**	**		**	**	**	**	**	**		**	*	**		**	**	**	**	**	*	**

*…p<0.05，**…p<0.01

図1　色彩選好の園児別，父親・母親別重みづけ

表4　両親の現在，子どもの頃別最も選好する色彩

		赤	橙	黄	緑	青	紫	白	その他	計
現在	父親	4	1	3	15	68	0	20	34	145
	母親	10	1	8	16	31	6	25	52	149
	計	14	2	11	31	99	6	45	86	294
子どもの頃	父親	9	3	8	19	77	1	10	8	135
	母親	32	4	14	7	33	1	14	42	147
	計	41	7	22	26	110	2	24	50	282

x^2値　現在の父親と母親28.98**，父親の現在と子どもの頃26.33**　　**…$p<0.01$
子どもの頃の父親と母親61.21**，母親の現在と子どもの頃26.27**

表5　両親の現在と子どもの頃の最も選好する色彩の一致・不一致

	両者間一致	両者間不一致	計
父親	43	94	137
母親	24	119	143
計	67	213	280

$x^2 = 8.20$*
*…$p<0.05$

これまでの多くの研究結果が示すように，色彩選好には，発達，年齢段階による相違を裏づけるもののようである。

表4は，両親の現在と子どもの頃の最も選好する色彩をみたものであり，表5は，両親の現在と子どもの頃の最も選好する色彩の一致・不一致をみたものである。父親と母親間に，また現在と子どもの頃の間には選好傾向が異なる結果がみられるが，とくに子どもの頃の父親と母親の間の相違はきわめて顕著である。その内容は，青を除き園児間の性差と類似していることが興味深い。

以上の結果から，父親，母親ともに理在と子どもの頃とでは色彩選好が異なること，男児と父親の子どもの頃，女児と母親の子どもの頃とは選好が比較的類似し，成人よりも子どもの頃の方がより顕著に性差がみられること，そして母親（女性）の方が選好により変化のみられることが指摘できる。これらの結果は，Jastrow.J.（1897）が，嗜好における変化が，女性群の方がより大であるとし，また相馬・橋本（1956）が，男子の方が一定色相に対する集中度が高く，女子の方が比較的多種の色相に分散しているとする内容[9]と関連づけられるように思われる。

3. 色彩選好における園児と両親の関係

園児の色彩選好の傾向は，両親の影響をどの程度受けているのであろうか。また，園児のそれと両親の子どもの頃のそれとはどの程度共通の傾向がみられるのであろうか。表4，表5に加え，園児とその両親との順位相関をみたものが図2であり，両親の最も好きな色を子どもに使用させている状況をみたものが表6である。また，園児の服装，持物の色（3色）とその色彩選好の順位づけの分布並びに各色の重みづけの平均値をみたものが表7である。園児とその両親の色彩選好の順位相関は広く分布しているが，男児と父親とは正の相関のみられるものが多く，逆に女児と父親・母親とは負の相関のみられるものが男児よりも多くなっている。男児と父親との相関の平均値は，女児と父親・母親とのそれよりも有意に高かった。また，両親の好きな色をとくに子どもに使用させている傾向はなく，園児の服装，持物の色と選好の順位には有意な連関がみられた。即ち，園児は身につけている服装や持物をとくに高位で選好しておらず，図1及び表3と共通の傾向がみられるということであり，その傾向は男児により明瞭にみられた。

以上のことから，幼児期の色彩選好は両親による影響をあまり受けず，むしろ女児では，両親とは逆の選好傾向すらみられる場合もあることが指摘される。したがって，幼児期の色彩に関する関心や選好は，環境よりもむしろ本来的，個有的な特性をもち，またそれには，性差のあることが示唆された。社会的，心理的性差(gender)の重要性が近年種々論議されているが，色彩に関する社会，心理的環境の及ぼす影響については，今後年齢や発達段階により検討する必要があると考えられた。

4. 幼児期における色彩選好の信頼性と妥当性

以上にみてきた幼児の色彩選好に関する結果の考察は一回のみの限られた状況での検査に基づいている。色彩知覚や色彩への認知，感受性が形成される時期であることと，色彩選好が比較的固定的であることとは強く関連しているのであろうか。むしろ，多様な色彩刺戟に対する反応が，知覚的にも言語的にもより広がることも考え

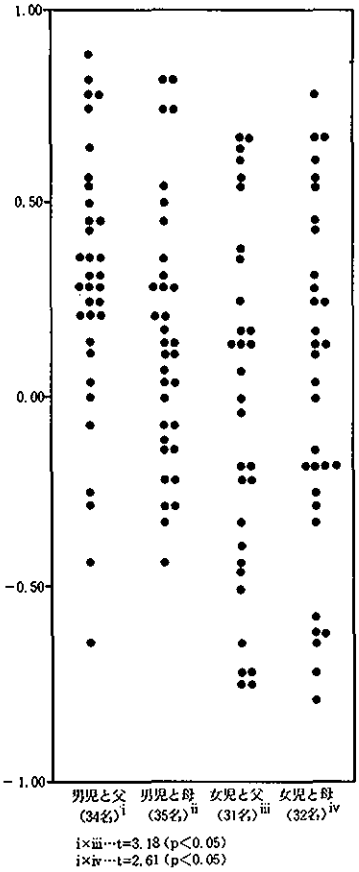

図2　園児とその両親との順位相関分布

られる。このため，対象児のうち21名（男児12名，女児9名）について，1か月後に同一の検査を同一の条件下で再び試行した。図3は，園児の1回目と2回目の順位相関の分布を示したものであり，表8は，色彩選好の回数別，性別重みづけについてみたものである。

ごく限られた期間内の幼児（年長児）の色彩選好は，先きにふれた成人を中心とする性差の特徴と異なり，男児の方に順位づけのばらつきが多くみられるものの，男児に高い正の相関がみられる割合が高い。

また，1回目と2回目の色彩選好の重みづけでみると男児では有意な変化はみられず，女児において橙（4位→6位），黄（2位→3.5位）の2色に有意な変化がみられた。しかし，先きにふれた男児，女児の主要な特徴と異なる傾向は認められず，おおむね1回のみの検査でも信頼し得る結果が得られると判断された。

5.　芝生園庭と緑色選好との関係

緑色は，男児により多く選好されることは，上述した通りである。緑色選好の理由はきわめて多様であるが，「きれいだから」，「よい色だから」が最も多い中で，「男の色だから好き」，「女の好きじゃない色だから好き」という理由をあげた男児が3名，逆に「男の色だから嫌い」「男の子っぽいから嫌い」という理由をあげた女児が2名と，少数ではあるが興味ある回答が含まれている。

芝生園庭をもつ保育所の園児の芝生選好及びその両親の芝生評価についてみたものが表9である。園児，両親ともに芝生を好感している割合はきわめて高く，園児の芝生選好と両親の芝生評価との間には統計学上の連関は

表6　両親の現在最も好きな色とその色を子どもに使用させている状況

	父親			母親		
	使用させている	使用させていない	小　計	使用させている	使用させていない	小　計
赤	2	2	4	2	8	10
橙	0	1	1	0	1	1
黄	0	3	3	3	5	8
緑	4	11	15	5	11	16
青	21	47	68	14	17	31
紫	0	0	0	2	4	6
白	10	10	20	9	16	25
黒	3	8	11	3	6	9
桃	1	0	1	4	16	20
茶	1	7	8	6	5	11
灰	2	3	5	1	0	1
その他	4	5	9	1	10	11
計	48	97	145	50	99	149

みられなかった。

春季から秋季にかけて，園庭の半分が緑色系の色彩をもたらすこと，また表9にみるとおり，園児の81.3%が芝生を好感していること，そして芝生園庭をもつ保育所の51.1%が，緑の雰囲気が心理的に安定させると受けとめていること[10]，などの状況は，芝生園庭の緑色系の色彩環境が園児の緑色選好に何らかの影響を及ぼしている可能性がある。

表7　園児の服装・持物の色とその色彩選好の順位別分布及び各色の重みづけ

		赤	橙	黄	緑	青	紫	白
男児	1　位	3	0	1	1	40	0	4
	2　〃	4	0	0	6	20	0	2
	3　〃	6	0	1	4	10	0	6
	4　〃	6	0	7	2	3	0	7
	5　〃	2	0	4	3	6	0	7
	6　〃	1	0	2	1	5	0	9
	7　〃	2	0	3	0	5	0	11
	計	24	0	18	17	89	0	46
	重みづけ	4.54	—	3.28	4.82	5.56	—	3.22
女児	1　位	12	0	4	0	4	0	3
	2　〃	11	0	4	0	3	0	4
	3　〃	4	0	2	0	7	1	3
	4　〃	8	0	1	0	4	0	6
	5　〃	1	0	1	1	7	0	5
	6　〃	1	0	3	2	5	0	7
	7　〃	3	0	0	1	10	0	10
	計	40	0	15	4	40	1	38
	重みづけ	5.25	—	5.00	2.00	3.45	5.00	3.24

男児　$x^2 = 85.90$　($p<0.01$)
女児　$x^2 = 50.66$　($p<0.05$)

まず，園児の芝生選好別に緑色選好の順位づけ分布をみたものが表10である。芝生よりも土が好き，及びどちらも好きと回答した園児の緑色選好順位はやや低いように受けとめられるが，しかし統計学的には有意な結果ではない。芝生の有無別に色彩選好の順位づけの分布をみたものが表11であり，同じく色彩選好の重みづけをみたものが図4である。また芝生の色名について園児が回答した内容は表12のとおりである。

芝生を緑色系として認知している園児は72.9%に及んでいるが，しかし，表11，図4にみるとおり，予測とは

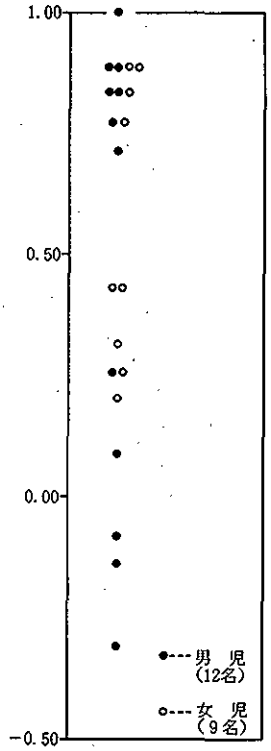

図3　園児の1回目と2回目の順位相関の分布

表8　色彩選好の回数別，性別重みづけ

	男児			女児		
	1回目の重みづけ	2回目の重みづけ	t　値	1回目の重みづけ	2回目の重みづけ	t　値
赤	5.00	4.84	−0.29	5.23	6.12	1.65
橙	3.75	3.42	−0.71	4.13	3.12	−2.26*
黄	3.50	4.17	1.30	5.10	3.89	−2.34*
緑	4.34	4.59	0.43	2.78	3.23	0.88
青	5.59	5.67	0.14	3.89	3.89	0.00
紫	4.59	4.42	−0.25	4.34	4.67	0.81

*…$p<0.05$

表9　園児の芝生選好と両親の芝生評価との関係

両親＼子ども	芝生が好き	土が好き	どちらも好き	計
芝生は良い	32	9	4	45
芝生は良くない	2	0	0	2
その他	1	0	0	1
計	35	9	4	48

表10　園児の芝生選好別緑色選好の順位づけ分布

芝生選好＼緑色選好の順	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	計
芝生が好き	2	7	6	1	9	5	5	35
土が好き	1	1	2	0	2	2	1	9
どちらも好き	0	0	1	1	1	0	1	4
計	3	8	9	2	12	7	7	48

表11　色彩選好の芝生の有無別順位づけの分布

		赤	橙	黄	緑	青	紫	白
芝生群	1位	13	2	2	3	13	10	5
	2〃	13	4	7	8	4	6	5
	3〃	6	9	8	9	9	5	2
	4〃	9	2	11	2	3	6	6
	5〃	2	5	5	12	8	7	9
	6〃	3	6	11	7	3	6	12
	7〃	2	10	4	7	8	8	9
非芝生群	1位	13	3	6	3	6	4	1
	2〃	9	3	3	10	9	0	1
	3〃	5	5	5	3	5	5	9
	4〃	4	5	4	8	5	4	6
	5〃	2	7	6	7	1	9	4
	6〃	1	9	6	4	2	8	6
	7〃	2	4	6	1	8	6	9
Z値 (Mann-Whitney)		0.84	0.02	0.03	1.69 *	0.16	1.64	0.13

*…<0.05

表12　芝生の色名

	回答数
緑・グリーン	35
黄緑	8
その他*	5
計	48

*緑と白，青，茶，紫，オレンジ各1

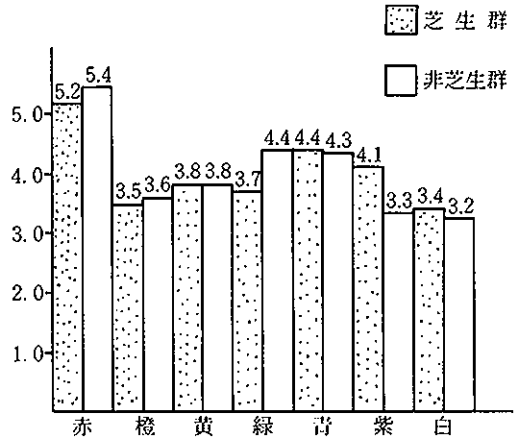

図4　色彩選好の芝生の有無別重みづけ

表13　芝生の好きな理由（重複回答）

	計
気持がよい	13
ふわふわとしてやわらかい	12
石などがなくて痛くない	7
ねっころがれる	5
汚れない，泥んこにならない	4
広くて思いきり遊べる	2
あったかい	2
その他*	6
計	51

*自然だから，きれい，日なたぼっこができる，縄とびができる，あそび道具が沢山ある

表14　芝生の有無別，緑色に対する連想の内容

	芝生群	非芝生群	計
葉，草，木，山の緑	19	12	31
建物，調度品，遊具*	8	4	12
果物，野菜	7	4	11
虫，幼虫など動物	0	5	5
本やマンガの色	4	1	5
テレビにでてくるマンガ，色	1	2	3
信号の色	1	1	2
その他	1	2	3
NA	7	5	12
計	48	36	84

*…屋根，門，カーテン，鏡，扇風機，コップ，ズボン，積み木

逆にむしろ芝生園庭をもつ園児の方が，それを持たない園児よりも緑色選好がやや低い傾向が示された。順位和の検定では，有意な結果がみられたが，重みづけの平均値の差の検定では有意な結果はみられず，必ずしも明瞭に指摘できるものではない。

表13は，芝生園庭をもつ園児のうち芝生を好感している者の芝生の好きな理由をまとめたものであり，表14はすべての対象児の緑色に対する連想の内容をまとめたものである。好きな理由のうち，緑色という視覚系の反応は，その他の「きれい」（1回答）が該当する程度であり，また連想の内容として葉，草，木，山の緑をあげたものが両群ともに最も多かったが，芝生をあげた園児は皆無であった。なお，緑色選好の理由として，「芝生が緑できれいだから」と答えた園児が少数ではあるが，芝生群で2名みられた。

以上のことから，芝生園庭や芝生保育環境は，保育者がその長所としてあげている内容[11]と同じく，手，足，体幹と芝生との接触がもたらす身体的，心理的要素が，園児にも好(悪)感を及ぼし，あるいは保育効果に影響を及ぼしていることが，今回の研究結果からも明らかとなった。一方，芝生園庭が緑色系であるということは，直接その色彩が芝生に対する好悪感や保育効果に影響を及ぼしているとは考えにくい。芝生園庭を緑色として認知する時期が限られていること，また年長幼児の生活空間や環境刺戟の拡大は，実に多様な緑色系の物体や言語を提供していること，など　その理由として指摘することができる。色彩知覚や色彩認知は，年齢がすすむにしたがって言語機能によって種々の影響を受けるが，富家はさらに過去経験による色の見えの変化，物の色と記憶色との関係にふれ，その事物の認知がその色彩によって種々に影響を受けることを指摘している[12]。成人の場合には，記憶色としての緑を重視し，芝生→緑→精神的安らぎという認識を比較的固定的にとらえる傾向がみられてくるのに対し，幼児には日々，四季折々に認知する芝生の色彩は緑でもあり，茶でもあり，白でもあり，むしろ上述したような幼児期に特有の色彩への関心や選好が優位にあることが推測される。

引用文献及び註

1) 千々岩英彰「色彩学」10～12頁，1983，福村出版

2) 標準化された知能検査たとえば鈴木・ビネー法では赤，黄，緑，背の呼称は5歳から6歳はじめの時点で通過する。今回の検査における色名の正答率は，赤―男児98.8%，女児100%（以下同順），橙―94.0%，97.1%，黄―100%，緑―94.0%，94.3%，背―97.6%，98.6%，紫―90.4%，95.7%，白―100%である。

3) 同上1)，153頁

4) 今田恵「幼児の色彩感に関する研究」心理学研究，13―2，133～146頁 1938

5) 菊地季比古，荒川徹夫，荒居広，天野孝雄「子どもの環境適応と色彩計画」工芸ニュース，40―1，52頁，1973

6) 滝本孝雄，藤沢英昭「入門色彩心理学」86～87頁，1977，大日本図書

7) 同上5)，53～55頁

8) 同上1)，158～159頁

9) 相馬一郎「色彩のはたらき」（和田陽平・大山正・今井省吾編「感覚・知覚心理学ハンドブック」）384～400頁，1969，誠信書房

10) 網野武博，丸尾あき子，金子保ほか「保育環境の効果に関する研究：芝生保育が乳幼児の健康及び発達に及ぼす影響に関する研究，第2報」日本総合愛育研究所紀要，21，123～135頁，1986

11) 同上10)，123～135頁

12) 富家直「色彩の知覚」（和田陽平・大山正・今井省吾編「感覚知覚心理学ハンドブック」367～383頁，1969 誠信書房）

Abstract

The Effects of Lawn Play Ground in Day Nurseries on the Health and Development of Children 3 : The Relationship Between Green Grasses Environment and Color Preference of Preschool Children

Takehiro AMINO, Akiko MARUO,
Tamotsu KANEKO, Isao HASHIMOTO,
Reiko SUMIYOSHI, Tomi TSUKAHARA,
Hajime KANEKO, Yoshiko KAWAKAMI,
Fujiko ONO, Hidemaru MORI,
Minoru OHKUBO

This is the third report of the project study.

The result of the survey reported in the last one showed us that comfortable stimulation by touching green grasses with bare feet, hands and eyes brought about emotionally and psycologically sound condition. So we tried to investigate the effects of green color environment in lawn play ground exerted on the lawn preference, particularly on the green preference.

As the result of the color preference tests examined to 153 preschool children (5 or 6 years old) in day nurseries and kindergartens and their parents, we found that the tendency of color preference differed markedly between children and their parents, as well as both between boys and girls and between fathers and mothers. Boys prefered green color but girls didn't prefered it. Unexpectedly children who had been day cared in lawn play ground prefered less than those who had been day cared in non-lawn play ground.

<プロジェクト研究7　保育環境とその効果に関する研究>

保母の養成と資格に関する国際比較研究　I

― 諸外国における保育者：その養成と資格の体系 ―

研究第5部　　網野武博

I　研究の目的と主旨

児童福祉施設において児童の保育に従事する職員である保母は，保育を受ける乳幼児及び学童にとってきわめて重要な影響を及ぼす人的な保育環境である。したがって，保母は専門職として位置づけられ，その養成と資格取得に関しては従来から高い関心が払われてきた。

今日のわが国の保母をめぐっては，つぎのような問題や課題がある。

まず第1に，わが国における保母の養成制度と資格の取得に関する内容である。その方法は，保母養成のための専門学校，短期大学，大学及び養成施設から成るいわゆる保母養成校（児童福祉法施行令第13条第1項第1号の規定による保母を養成する学校その他の施設）と，保母試験制度の二本立てである。わが国の保母養成と資格の制度は，保育所の保母のみを対象としておらず，むしろ児童福祉施設の保母の養成と資格に主眼をおいており，保育所の保母はそれに該当するという把え方の方が正しい。従ってきわめて多様な児童とそのニーズにほぼ一律に対応するための基準であるということができる。

保母養成校については，養成のための必要な学科目，単位数，修得年限，必須科目と選択科目のバランス，理論と実習のバランス等々，これまでにも種々論議され，その改訂の必要性が主張されもした。また，保母試験については，急増する保育所をはじめとする児童福祉施設数に応じて，多くの保母を確保する必要性の高かった時代は，その意義は大きかったが，今日保母過剰の時代の致来の中で，そのあり方についても再検討の必要性が生じてきている。

第2に，とくに保育所の保母に関する重要な検討課題は，幼稚園教諭との関係である。第1にふれたように，わが国の保母は，福祉的ケアーを掌る児童指導員とともに児童福祉施設の中核を担う職種である。乳児から18歳未満の児童までの庇護的養育，保護的養育，教育的養育のあらゆる分野を掌る。しかし，養成と資格の実際面において，幼児教育の専門職としても位置づけられている。幼稚園教諭に準ずる内容を保持するために，戦後の数次の改正の中でその点への配慮が諸々に配られてきた。このことは，必然的に本来の児童福祉施設の職員の専門性のあり方を左右する重要な問題を提起することとなってきている。即ち，保母の専門資格の教育指向と福祉指向との狭間で，今日の養成と資格の体系について，このままでは，常に幼保の二元性とか幼保一元化とかの論争の中で，技術的で瑣末的な議論が繰り返し生じる惧れがある。このように広く包含する今日の保母の専門性をあらためて問い直し，また幼児教育との競合性についても十分に検討を加えることが重要な課題である。

第3に，保育所を中心とした保母の国際比較の必要性である。今日の保母の養成と資格に関する国際的な現状と動向を概観し，第1，第2にあげた内容に加えて，今後のあり方を検討する上で，欠くことのできない内容は何かを深くとらえていく必要がある。例えば，わが国の保母試験のようなものは国際的にはどの程度行われ，どのような趣旨で行われているのか，あるいは，国際的に広く普及しつつある家庭的保育におけるいわゆる「家庭保母」は，どの程度専門性を求められ，またその国の保母の養成と資格に関する制度とどのように関連づけられているのだろうか，等々のことである。また，保母の職には何歳頃から従事することができるのか，専門性や職務の幅はどの程度なのか，あるいは男性保育者は増加してきているのだろうか，幼児教育との競合性や統合性についてはどのような状況にあるのか等々，関心は種々広がっていく。これらを通じて今後とくに考慮すべき点を検討していきたい。

そして第4には，究極のところ保育とは何か，保育者とは何か，という問い直しである。上にあげたような内容とすべて関連することであるが，保育者の専門性の程度は，つまるところ，保育者が一人ひとりの乳幼児の発達に如何にかかわっているのか，ということと結びついている。

このような点から，あらためて保育の内容と保育の専門性について検討を加え，保母の養成と資格に関する不可欠の要件について，考察をすすめる。

Ⅱ　研究の方法と対象国

研究は，文献，資料を通じて，並びに調査を通じて得られた内容をもとに検討を加え，考察することとした。

文献，資料を通じて比較考察することのできた国は，韓国，シンガポール，フィリピン，タイ，中国（以上アジア地域），スウェーデン，デンマーク，オランダ，英国，フランス，スイス，イタリア，スペイン，西独，東独，ハンガリー，ポーランド，チェコスロバキア，ユーゴスラビア（以上ヨーロッパ地域），米国及びソ連の21か国である。このうち，保育，幼児教育や保育者養成の歴史の上で重要な影響を及ぼしてきた英国，フランス，西独，スウェーデン及び米国については，各国の日本大使館等を通じて調査を依頼し，より詳細に検討を加えることとした。

Ⅲ　結果及び考察

今回報告する内容は，21の諸外国及びわが国をあわせて22か国に関する保育者の養成と資格の体系に関する比較考察を行ったものである。

1.　保育者の養成と資格の体系

22か国の保育者の養成と資格の体系に関する基本資料は，表1（末尾に掲載）のとおりである。

これを筆者らの分類法[1]による保育・幼児教育制度の型別にまず，つぎの4型に大別した。

Ⅰ　所管分離対象区分型（年齢にかかわりなく，要保育乳幼児の保育は，保健・福祉・家庭，社会，労働省系統が，幼児教育は教育省系統が担当する）

――日本，韓国，シンガポール，フィリピン，タイ，英国，スイス，スペイン，米国の9か国

Ⅱ　所管分離年齢区分型（保育，幼児教育にかかわりなく，低年齢乳幼児（おおむね3歳未満）は，保健・福祉，家庭省系統が，中・高年齢幼児は教育省系統が担当する）

――中国，フランス，オランダ，イタリア，ハンガリー，ポーランド，チェコスロバキアの7か国

Ⅲ　所管統合福祉省担当型（乳幼児の保育・教育を保健・福祉・家庭，社会省系統が統合して担当する

――西独，スウェーデン，デンマークの3か国

Ⅳ　所管統合教育省担当型（乳幼児の保育・教育を教育省系統が統合して担当する）

――ソ連，東独，ユーゴスラビアの3か国

Ⅰの体系は，日本を始め，乳幼児の保育と幼児教育にかかわる保育者の専門性や養成は別の体系で行われるのが一般的である。またⅡの体系においても，この傾向はみられるものの，しかし，年中，年長幼児の保育，教育が一貫して行われるために，保育と幼児教育にたずさわる保育者の専門性には共通なものがみられてくる。Ⅲ，Ⅳの統合型では，それがさらに顕著になる。しかしながら，それぞれの国の背景と沿革もあり，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳにおいてもすべての保育者・幼児教育者に共通の養成体系が組まれている国はみられなかった。日本の職種名でたとえるならば，看護婦，保母，幼稚園教諭らが乳幼児に対して同様の，同種の保育をすすめている場合でも，養成の体系は，表1の資格取得の要件にみるとおり，別立てとなっているのが通例である。また，看護婦や保母の養成に関する基準や指針は，保健・福祉・家庭省系統あるいは，保健・福祉系専門団体が所掌している国も多くみられる。

2.　保育施設の名称と保育の意味[2]

各国の保育施設の名称を可能な限り，原名を付してまとめてみた。しかし，英語系，ゲルマン系，ラテン系以外の原名は資料からもたどり難く，また筆者の語学的力量から，把握することは相当困難であった。しかし，表1に示した限りの原名から，これらの名称の沿革や特徴を理解する上でそれ程の支障はないと思われた。

即ち，まず保育施設の名称から，「保育」の意味をたどるならば，おおよそつぎの三つの種類に分類することができる。

(1)　保護・収容

(2)　養育・世話

(3)　教育

このうち，(1)は非常に少なくなってきており，(2)，(3)が圧倒的に多い

(1)は，原名でたどるならば，古代ラテン語，ギリシャ語の asylon から派生した asyla，asyler，asylum と称されるものである。デンマークの Børnasyler（子どもの施設），ユーゴスラビアの Asyla などとして用いられている。

しかし，今日この用語は衛生設備も非常に不良で，人権が考慮されることの少ない保護施設，収容所などのニュアンスが強い。19世紀から20世紀にかけては，(1)に属する名称が乳幼児の託児施設ばかりではなく，幼稚園的性格の施設の名称にも用いられていた時期があったようである。フランスにおいては，公称母親学校（école maternelle）とされる以前の1837年の勅令では，salles d'asile（育幼院）が公称とされていた。貧困や家庭，社会環境の劣悪さから乳幼児を保護するための場所とし

て，この名称が用いられたことは推測に難くない。

しかし，表1にみるとおり，今日では(2)及び(3)の種類のものがごく一般的である。(2)は，原名でたどるならば古代ラテン語の nurice などから派生し，今日の英語，仏語，ロシア語などにみられる nursery，nourricier，ЯСЛИ と称されるものである。実の母親に代わって乳母が乳児に乳を含ませ，あるいは子守りが幼ない子どもたちを滋養し，介護し，世話をする行為，あるいはそれらのいわゆる「養育」を行なう場所として，乳幼児保育施設の性格を最も端的にあらわしているものが nursery，nourricier である。また，母親や家庭から乳幼児を預かり，養育する施設として仏語 crèche，garderie，独語 Krippe，スペイン語 guarderius がある。この名称は，若干保護的な意味を含み，(1)に近いニュアンスを持っているが，英語の nursery とともに，今日の典型的用語であるといえる。

中国においては，戦前日本で通称とされた託児所と同様の名称を用いている。日本の保育所の名称も(2)として用いられていると考えられるが，託児所よりも，より積極的な「養育」のニュアンスを持っている。

さらに，近年はこれに加え，以上の特徴ある名詞を用いずに子どもを「養育」する場所，子どもを「日中保育」する場所等総称的表現を用いるところも多くなってきている。英語で称するところの Day Care Center, Child Care Center, Child Development Center などがそれである。またスウェーデンの Daghem，西独の Kindertagesheim，韓国の子どもの家などがある。

(3)は原名でたどるならば，古代ラテン語，ギリシャ語の scola，scole などから派生した Ecole，Escula，Scuola，school など，いわゆる公的な教育の場とされる名称のものである。幼児期の学校としての幼児学校，(英国，スペイン，オランダ，ポーランド，チェコスロバキア)，母親的配慮を基本におく幼児教育のための学校としての母親学校（フランス，スペイン，イタリア）など，就学前学校としての特色をもつ名称が各国で用いられている。

しかし，幼児教育の場として，ドイツのフレーベル(Fröbel. F. W. A.) が1840年に「遊戯及び作業教育所」を庭を幼児教育の場に，苗木，若木を幼児に，木々を世話する園丁を母親や教師にたとえ，Kindergarten と名づけた[3]が，その後ドイツ語圏のみならず，世界的にこの名称が普及しており，今世紀はとくに幼児教育施設を Kindergarten と称する場合が非常に多くなった。わが国ではこれを幼稚園と訳し，今日では幼児教育施設の通称を「幼稚園」としている。このため上述したような各種の名称を持つ場合でも，その訳語を幼稚園とする例も多くみられる。しかし，その名称は多様化，多義化しており，本来は字義通りの訳語を用いることが，保育，保育者の特徴や意義を理解する上で重要なことである。

なお，西独，スウェーデン，ソ連に代表的にみられる保育，幼児教育を統合した施設で，Kindertagesstätte，Kindertagesheim（西独），Förskola（スウェーデン），ЯСЛИ-Сад（ソ連）など総合的な名称が，併せて用いられている。

3. 保育者の名称とその専門性

次に，保育者の名称とその専門性の背景や専門領域についてふれる。表1に示す各国の保育者の名称とその専門的役割を区分すると，つぎのようになる。

(1) 子守り，世話
(2) 看護，保健
(3) 日中の保育
(4) 福祉的ケア
(5) 教育

(1)は，母親に代わって子どもを保護し，介護する役割そして，日常生活の基本的な部分を担当する役割として特徴づけられる名称である。古くから nourrice，nurse maid，baby sitter のニュアンスで用いられてきた乳母，子守りなどの役割である。フランスでは gardienne，ソ連では НЯНЯ と呼ばれる保育者の名称が代表的なものであろう。

保育者が，その背景としてより専門的な教養，理論，実習が求められるようになるに従い，これらの保育者は次第にその立場が弱まり，今日では，専門的保育者を補助する者，資格を取得していないか，あるいは準資格者として位置づけられている場合が非常に多くなっている。

わが国では保育所，幼稚園において，このような種類の保育者は今日殆んどみられなくなっている。しかし，諸外国では，乳幼児の保育の重要な担い手としてこれらの職種の人々の役割を十分に考慮している国々があり，また家庭的保育を担う家庭保母――英国の Child minder，フランスの Assistante maternelle，西独の Tagesmutter など――の役割もこれに近い。(1)は，如何なる専門的資格を有する保育者であっても，基本的に備えていなければならない資質である。

(2)は，nurse の中でも，看護婦（hospital nurse），保健婦（health nurse）など，保健衛生，栄養などを基本とした保育を担当する役割として特徴づけられる名称である。I 型のスペインでは，保育所，母親学校，幼児学校いずれにおいても看護婦，保健婦が保育者として配置されている。また，英国では，病院等における保育者

としてもその職務が生かされている。低年齢乳幼児の保育のみを保育所，託児所で行なうⅡ型の中国，チェコスロバキアでは，保育所，託児所の保育者として保健婦，保健員が加わっている。また，フランス，ハンガリーではいわゆる保母にあたる職員の養養として，保健・衛生が非常に重視されている。統合型に属するⅢ，Ⅳ型のうちとくにⅣ型のソ連では，3歳未満の低年齢乳幼児の保育は，実質的に看護婦が担当し，同じく東独も低年齢乳幼児の保育を担当する職種は保育所教員であるが，その内容は保健・看護面がその専門性の基本となっているところに幼稚園教員との大きな相違がある。今回対象とした21か国の3分の1強にあたる8か国において，保育者の職種や役割にこのような保健・看護面が配慮されている。

(3)は，保育施設の種類の(2)養育・世話に対応するものとして，即ち日中母親や家庭に代わって保育する中心的役割を担う者として特徴づけられる名称である。英語圏では nurse の中でも day nurse，day care nurse，nursery nurse などと呼ばれる職種，ラテン語圏の puericultoras，puericultrice などの職種，ドイツ語圏の pflegerin（いずれも女性形）などの職種がその典型であり，いずれの用語も広義の養育，育成という名詞と不可分の関係にある。

今日では幼児教育者とともに，その個有の専門性が重視され，多くの国では，養成等によって何らかの資格を必要とする職種として位置づけられている。これに準ずる職種が保育助手，準保母，補助員などと呼ばれ，assistant，assistante，auxiliare などが附されている。これらの職種は，(1)の一部に含まれる無資格の場合，資格水準の低い場合のほか，資格を有していながら実務経験を持っていない場合，初任者の場合，また教員との比較からこのような名称となっている場合など，さまざまな例がみられる。

(4)は，同じく保育施設の種類の(2)に対応しているが，その職務が単に日中の保育のみに限らず，他の児童福祉施設（通所・居住施設）の保育者としての役割をあわせもつ者として特徴づけられる名称である。このような日本の保母と同様の専門性の背景をもった職務として位置づけている国は，21か国中3分の1に満たない5か国であった。韓国はわが国の児童福祉施設における児童指導員ときめて類似の専門資格要件をもち，シンガポールでは，社会福祉士の総称の下に保育者の職を包含している。西独においては，保育，幼児教育を家庭福祉の一環として総合的な福祉体系のもとで考えているが，保母にあたる職の名称も社会福祉士（Socialarbeiter），社会教育士（Socialpädagog）などの名称で専門職としての位置づけがなされるようになってきている。ドイツ語圏では，世話女（Säuglingschwester）→児童保母（Kinderpflegerin）→社会教育士（Socialpädagog）と，(1)的ニュアンスから(4)乃至(5)的ニュアンスへの移行の過程がその名称の変更からもみることができる。同じく保育・幼児教育を家庭福祉，社会福祉の一環として重視しているスウェーデンにおいても，就学前教育を福祉体系の中で考慮しており，保母（Barnskötare）はさまざまな健全育成その他社会福祉の職務に従事することができる。しかし，就学前教育とは言え，半日制就学前教育（幼稚園）の教員（Förskolärare）とは養成体系を異にしている。デンマークもほぼ同様である。

なお，韓国，東独では保育教員，保育所教員という名称ではあるが，その養成や資格は(4)に位置づけられており，以下に記す(5)の内容のものとは異なってくる。

(5)は，保育施設の種類の(3)に対応するものとして，教育者としての役割をもった名称である。21か国中，このような教育的職務に従事する職種で，何らかの教員養成の課程を必要としない国は皆無であり，この点で上記，(3)，(4)の職種とは異なっている。しかし，その養成の内容として，(4)，(5)を包含している例はソ連にみられる。その名称は，英語圏の teacher，ラテン語圏の educatrice，institutrice，profesores，ドイツ語圏の Erzieheren（以上いずれも女性形）など教員としての性格を表わしているものが多い。また Kindergärtnerin（西ドイツ，スイス），Förskolärare（スウェーデン）など，保育施設の名称にあわせた職員の名称もみられる。

いわゆる幼児教育の専門職にあたるこれらの職種のうち，フランスでは小学校等の初等教育と全く同一資格を有し，英国では，初等教育，中等教育と全く同一資格を有している。しかし圧倒的に多数の国々では，わが国と同じくその専門性は就学前教育に限定されている。

4. 保育施設における保育者の専門的背景

以上の保育施設，保育者の名称とその保育の意味をふまえ，とくにその専門性について各国の状況を保育制度の型の順にまとめてみたものが図1である。

これまでにみてきたように，乳幼児の保育・教育をすべて包含した保育者養成の制度を有している国は，厳密な意味では1か国もなかった。

専門性の背景を看護・保健（nurse*），福祉（welfare**），保育（day care***），教育（education****）の4領域に分け，保育（day care）関係施設と，幼児教育（education）関係施設に大別してみた。

Ⅰ型では，保育と教育とが分離している場合が当然多い。しかし，英国，スイスでは，保育学校，幼稚園にも

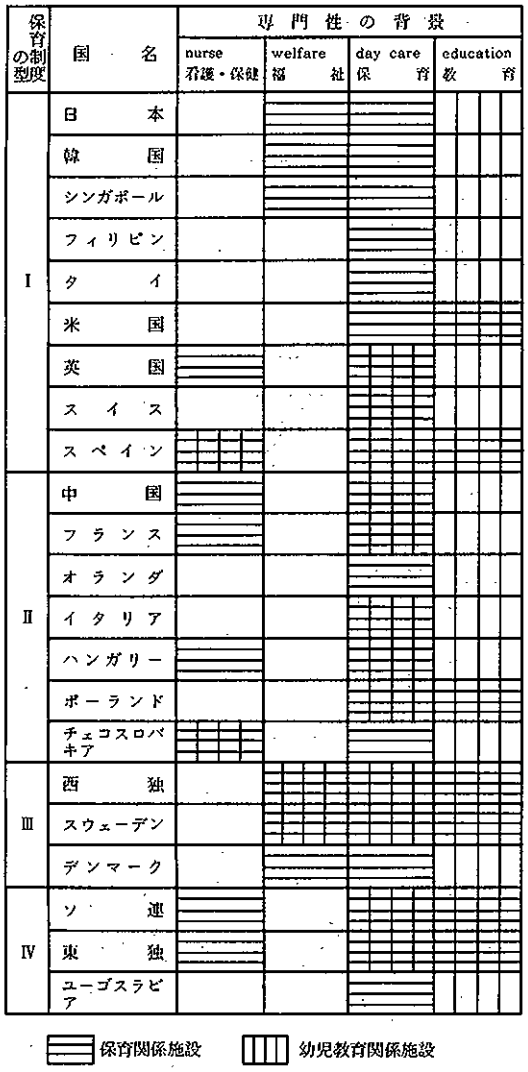

図1　保育施設における保育者の専門的背景

専門性を有する保母（名称は保育助手，保育所助手）が置かれ，むしろ教育を主とする施設で保育も重視されている。一方スペインでは，Ⅰ型に属するものの，実態上は保育，教育いずれの施設においてもほぼ同一の職種によって保育がなされている。

このように，両施設に相互の職種や専門性が重なりあう傾向は，Ⅱ型，Ⅲ型，Ⅳ型ではより明瞭にみられる。この型に属する多くの国々では何らかの制度上の統合が実際の保育の場においても反映している。教育を主とする施設で保育を担当する職員が置かれている国は，中国，フランス，イタリア，ハンガリー，ポーランド，西独，スウェーデン，ソ連，東独であり，これらの国々では年中・年長幼児の全日保育のための役割をこれら職員が担っていることがわかる。一方保育を主とする施設で教育を担当する職員が置かれている国は，いずれも上記の国々の中に含まれており，フランス，ポーランド，西独，スウェーデン，ソ連である。即ち，Ⅰ型のスペインを含むこれら6か国においては，就学前の乳幼児に関する保育施設では，必要な専門性を包含した保育者によって保育・教育がなされている。さらにこの中には，とくに乳児や低年齢幼児の保育にあたって看護・保健専門職員あるいはその素養を十分に有している専門職員が置かれている国々がある。

5. 保育者の養成と保育者の年齢・性

今回の研究では，保育者のうち，何らかの専門的資格を必要とし，またその養成が比較的確固とした内容で行われている国々を可能な限り対象とした。教育にかかわる保育者に関しては教員養成課程を必要とする国々ばかりであったが，保育にかかわる職員については，家庭保育に関しては厳密な資格要件をもつ国はなく，またいわゆる保母にあたる職種で，専門的資格要件をもつ国は21か国中15か国であり，フィリピン，タイ，オランダではまだその要件を厳しく定めてはいない。中国では，保育員の需要に対し専門職員の養成がまだ遅れており，実務研修を重視せざるを得ない状況がみられる。連邦制を敷いている国々では，国家よりも各州の制度を重視している国が多い。したがって中央政府が全国的に専門資格要件を定めない限りは，州の運用に任せられることになる。この点で，まだ国家的に制度が十分確立していない国として米国，スイスがある。

図2は，保育者の養成が開始される年齢や，養成期間並びに保育者として従事することのできる年齢及び男性保育者の有無について，世界の地域別にまとめたものである。

保育者の養成が開始される年齢は，上級初等教育終了後または前期中等教育終了後（おおむね義務教育終了後）か後期中等教育終了後かのいずれかの段階に二分される。前者は14歳乃至16歳から開始されるが，これに該当する国は保育担当者についてみるとアジアが2か国，ヨーロッパが10か国，そしてソ連であり，これに対し，教育担当者はアジアが同じ2か国であるが，ヨーロッパは3か

---

*　nurseのうち，狭義の保健，看護，衛生，栄養を基本としたもの

**　福祉体系の中でなされるcare

***　careのうち，日中の保育を基本とするもの

****　就学前の時期におけるeducation

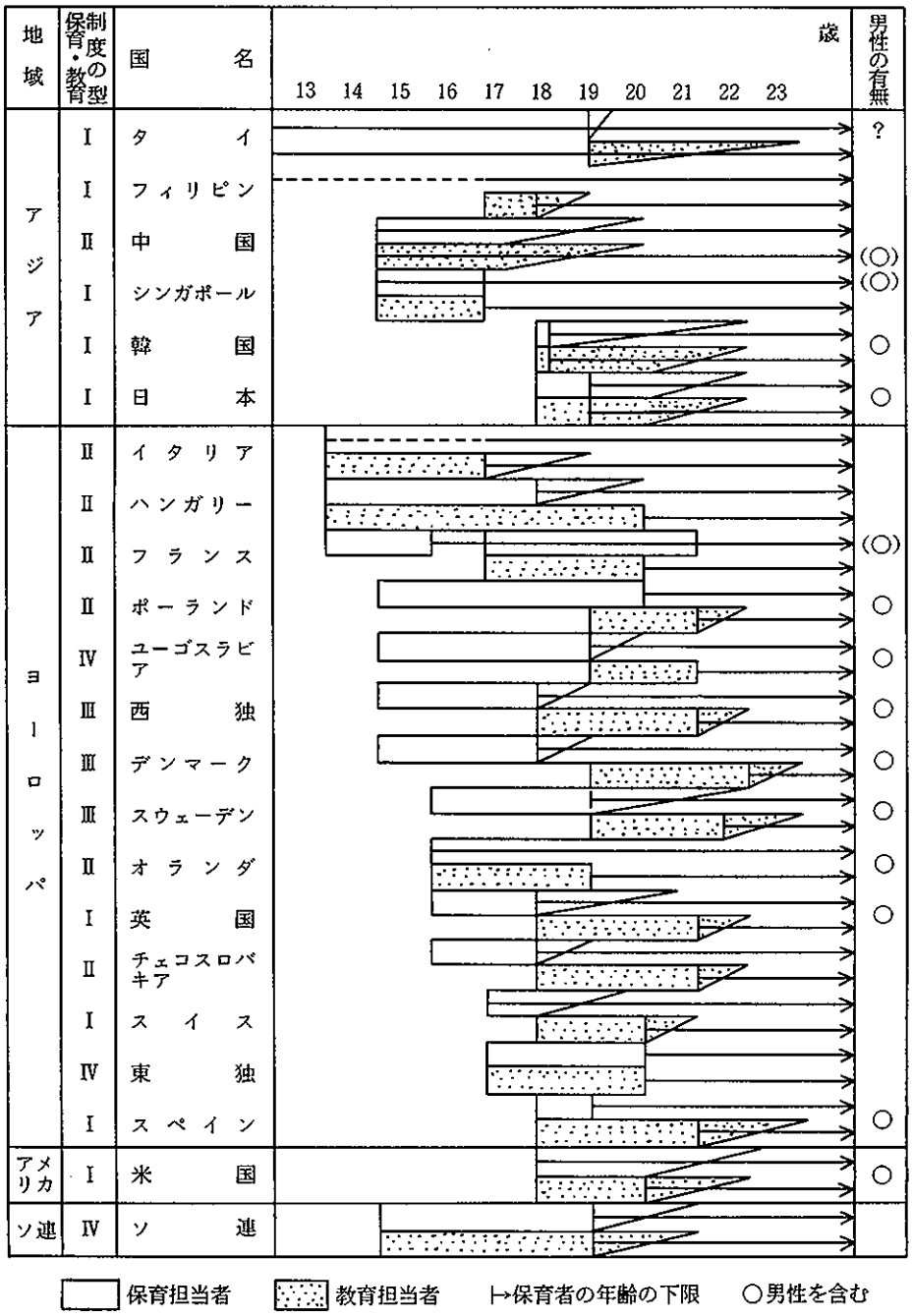

図2　保育者養成の期間及び保育者の年齢及び性

国，そしてソ連である。後者は17歳乃至19歳から開始されるが，これに該当する国は，前者とは逆に保育担当者はアジア2か国，ヨーロッパが3か国そして米国と少なく，教育担当者はアジア2か国，ヨーロッパが11か国そして米国と多くなっている。

養成期間は，3か月，6か月等きわめて短期のものもあるが，全般的には2年以上が多く，さらに上級レベルのものまで含めると4年乃至5年のものも多い。

表2は資格のレベル別に該当する国数をみたものである。専門学校による養成を行っている国は保育，教育ともに最も多い。次いで，教育では専門学校に併せてあるいは独立して大学による養成を行っている国が同じ程度に多く，保育では大学による養成を行っている国は非常に少ない。逆に義務教育乃至実務経験による実質的には資格不要のレベルを含んでいる国は保育に多く，教育では皆無である。

表2　保育者の資格レベル別該当国数

		保育担当者(看護・保健を含む)			幼児教育担当者		
		小計	計	合計*	小計	計	合計*
義務教育乃至実務経験		11	11	46	0	0	40
専門学校	中級レベル	13	23		7	20	
	上級レベル	10			13		
大学	2乃至3年	4	9		10	19	
	4年以上	5			9		
資格試験	養成課程後	2	3		1	1	
	検定	1			0		

*合計の国数は重複して該当しているものをすべて計上しているので22を超えている。

これらのことから，保育者になり得る年齢の下限は，保育担当者の方が低年齢から高年齢まで幅広いことが，より理解される。総体的に，保育者としての理論，科学的体系づけは，教育資格を必要とする幼児教育担当者の方が強固になされているといえ，したがって保育実務がいずれも重視される専門職であるにもかかわらず，その専門レベルは，保育担当者よりも教育担当者の方が一般的に高い傾向がある。

ところで，資格を取得する方法として保母試験を行う制度が明瞭に確立されている国はきわめて少ない。これが行われている韓国，英国，フランス，日本のうち，日本を除く国々では，専門学校等での養成課程終了後に，その成果や適性・能力を確認するために行われている。この点で，日本の制度はきわめて珍しい例である。

なお，歴史的には女性の特徴を示す職務であった保育者の役割は，教育的性質を重視したり，養育上の性役割観の変化などにより，今日男性の職としても位置づけられるようになってきた。今回の調査やUNESCOの統計資料[4]などを参考に，男性保育者の有無をみると図1のとおりである。フランス，イタリアなどにおいては幼児教育の担当者は伝統的に女性に限られ，その名称も女性形のみ用いられており，またむしろ東欧諸国の方が女性保育者に限られている例が多くみられる。しかし，全体的な傾向としては，男子学生の養成校での受入れ，男性保育者の雇用の機会の確保は確実にすすんでいるように見受けられる。

本研究の一部は，厚生科学研究補助金により実施したものである。なお，本研究は継続して実施中である。

引用文献・資料

1) ①網野武博・川西康裕・荒井洌「欧米諸国における保育動向の分析」日本児童福祉協会，1985

2) 各国の体系をまとめるにあたってとくに参考とした文献は，以下のとおりである。

②日名子太郎・網野武博・鈴木政次郎編「諸外国の保育・幼児教育制度」児童問題調査会，1979

③Hermann. A."Early Child Care in Hungary" ECDC，1-4，1972

④Berfenstam,R. & William-Olsson,I. "Early Child Care in Sweden" ECDC，2-2，1973

⑤Robinson,H.B.，Robinson,N.M et al "Early Child Care in the United States of America" ECDC，2-4，1973

⑥Lüscher,K.K.，Ritter V. et al "Early Child Care in Switzerland" ECDC，3-2，1973

⑦Pringle,M.K. & Naidoo,S. "Early Child Care in Britain" ECDC，3-4，1974

⑧David,M. & Lézine.I. "Early Child Care in France" ECDC，4-1，1974

⑨Ziemska,M. "Early Child Care in Poland" ECDC，5-1·2，1978

⑩阿部洋編「世界の幼児教育1アジア」日本らいぶらり，1983

⑪川野辺敏編「世界の幼児教育3ソビエト・東欧」日本らいぶらり，1983

⑫中島博編「世界の幼児教育4北欧・スイス」日本

らいぶらり，1983
⑬岩崎次男・天野正治編「世界の幼児教育５ドイツ」日本らいぶらり，1983
⑭和田修二編「世界の幼児教育６オラング・イタリア・スペイン」日本らいぶらり，1983
⑮水野国利編「世界の幼児教育７イギリス」日本らいぶらり，1983
⑯岡田正章・今村令子編「世界の幼児教育８アメリカ」日本らいぶらり，1983
⑰手塚武彦編「世界の幼児教育９フランス」日本らいぶらり，1983
⑱駐英日本大使館調査回答資料
⑲駐仏 OECD 日本政府本部調査回答資料
3)　⑳フレーベル，F.（岩崎次男訳）「幼児教育論」明治図書，1972
㉑小川正通「世界の幼児教育」明治図書，1966
4)　㉒UNESCO「ユネスコ文化統計年鑑」1983，原書房

表1　保育者の養成と資格の体系

保育・教育制度の型	国名	保育施設の種類と名称 A 施設保育 B 家庭的保育 C 幼児教育	保育者の名称	保育者の性 男性を含む	専門領域 看護・保健	福祉	保育	教育	資格の有無と水準 資格不要	義務教育終了	保育教育経験	専門学校の課程	短期大学の課程	大学の課程	資格試験	資格取得の要件
I 所管分離対象区分型	1 日本	A保育所	保母	○		○	○					◎	○	○	○	後期中等教育終了後（18歳以上），保母養成校，短大，大学において2年乃至4年の課程を修了する。又は都道府県の実施する保母試験に合格する。
		C幼稚園	教諭	○				○				◎	○	○		後期中等教育終了後（18歳以上），幼稚園教員養成校，短大，大学において2年乃至4年の課程を修了する。
			助教諭	○												
	2 大韓民国（韓国）	A保育所(子どもの家)他	保育教員	○		○	○				○		○	○		後期中等教育終了後（18歳以上），大学で社会福祉または社会学，教育学，心理学，保育学，家政学，医学等関連諸科学を専修する。又は大学卒業後1年の実務経験もしくは1か月の訓練を終える。初級大学(2年)卒業後3年の実務経験もしくは3か月の訓練を終える。後期中等教育終了後5年の実務経験もしくは6か月の訓練を終える。7年の実務経験もしくは8か月の訓練を終える，のいずれかに該当する。
		C幼稚園	正教員	○				○			○		○	○		後期中等教育終了後，大学，初級大学，専門大学（2乃至

保育・教育制度の型	国名	保育施設の種類と名称 A 施設保育 B 家庭的保育 C 幼児教育	保育者の名称	保育者の性 男性を含む	専門領域 看護・保健	福祉	保育	教育	資格の有無と水準 資格不要	義務教育終了	保育教育経験	専門学校の課程	短期大学の課程	大学の課程	資格試験	資格取得の要件
																4年）において保育科教職課程を修了（2級）し，またはさらに3年の実務経験の後，所定の再教育を受ける（1級）。
			準教員	○				○							○	後期中等教育終了後，資格検定に合格する。2年以上の実務経験の後，所定の再教育を受けると正教員になることができる。
I	3 シンガポール共和国	A保育所・託児所	社会福祉士補	○		○	○			○						前期中等教育を終了する（16歳以上）。教員免許状を取得している場合，又は5年以上の実務経験がある場合，上級社会福祉士補と称される。
			福祉補助員	○					○							
		B家庭保育サービス	家庭保母				○		○							
		C幼稚園	教員					○					○			前期中等教育終了後（16歳以上），初級大学において2年間の課程を修了する。
	4 フィリピン共和国	A保育センター（Day care center）	保育司（Day care worker）				○		○	○						中等教育を終了（17歳以上）した者が望ましい。
		C幼稚園（Kindergarten）	教員（Teacher）					○					○			中等教育を終了後(17歳以上)，1年乃至2年の高等教育の課程を修了する。

	5 タイ王国	A保育センター	保母	?			○		○	○		○◎					後期中等教育終了後（19歳以上），教員養成校，専門団体で3か月程度の短期の課程を修了する。又は後期中等教育終了者(19歳以上)もしくは前期中等教育終了者(16歳以上)，初等教育終了者(13歳以上)。
		C幼稚園	幼稚園教員	?				○		○		○◎	○	○			後期中等教育終了後（19歳以上），教員養成校または大学において3か月程度の短期，2年乃至4年の長期の課程を修了する。又は中等教育終了者(16乃至19歳以上)。
I	6 アメリカ合衆国	A保育センター (Day care center)	保母 (Caregiver, etc) 教員 (Teacher)	○			○	○	○	○	○	◎	○	○			免許資格要件が定められている州はきわめて限られている。その内容は後期中等教育終了後(18歳以上)，短大，専門大学，総合大学において2年乃至それ以上の幼児教育，保育課程を修了する。
		B保育ホーム (Day care home)	保育ママ (Caregiver)				○		○								
		C保育学校 (Nursery school) 幼稚園 (Kindergarten, Preschool)	教員 (Teacher)	○				○						○			後期中等教育終了後（18歳以上），専門大学，総合大学において4年間の幼児教育課程を修了する。
			助教諭，教諭助手 (Teacher aid, Tgacher assistant)	○				○					○				後期中等教育終了後（18歳以上），短大または大学において2年間の幼児教育課程を修了する。
	7 連合王国（英国）	A保育所 (Nursery)	保母・保父 (Nursery nurse)	○			○					○◎				◎	後期中等教育終了後（18歳以上），保母養成連盟に加盟している私立専門学校で2年乃至18か月の課程を修了し，又は義務教育終了後(16歳以上)，公立継続教育専門学校で2年間の課程を修了し，全国保母試験委員会の認定に合格する。

保育・教育制度の型	国名	保育施設の種類と名称 A 施設保育 B 家庭的保育 C 幼児教育	保育者の名称	保育者の性 男性を含む	専門領域 看護・保健	福祉	保育	教育	資格の有無と水準 資格不要	義務教育終了	保育教育経験	専門学校の課程	短期大学の課程	大学の課程	資格試験	資格取得の要件
I			保育助手 (Assistant nurse)	○			○			○	○					現任訓練課程を要する。
		B	家庭保母 (Child minder)				○									登録する。
		C保育学校 (Nursery school)	教員 (Teacher)	○				○				○		○		後期中等教育終了後（18歳以上），教育専門学校，ポリテクニクス又は大学において3年乃至4年の課程を修了する（教員資格は，初等教育，中等教育の教員と全く同一）。
			保育助手 (Nursery assistant)	○			○					○			◎	保母・保父と同一の資格要件。
	8 スイス連邦	A保育所 (Krippe, Créche)	保母 (Kinderpflegerin)				○			○		○◎				連邦の基準は無い。州により前期乃至後期中等教育終了後（18歳以上），児童養育専門学校で1年半の課程を修了する。
			保育所助手 (Krippengehilfin)				○		○		○					前期中等教育終了後（17歳以上），保育所協会の定める1年又は1年半の実習を中心とする見習課程を修了する。
		B保育家庭	保育所助手 (Krippengehilfin)			○	○		○		○					同上。
			家庭保母				○		○							
		C幼稚園 (Kindergarten)	幼稚園女教員 (Kindergärtnerin, maltresse décole enfantine)					○				○◎				前期乃至後期中等教育終了後（18歳以上），養成専門学校で2年乃至3年の課程を修了する。
			保育所助手 (Krippengehilfin)			○	○		○		○					上記に同じ。

I	9 スペイン	A保育所 (Guarderius)	幼児教員 (Profesores parvulistas)	○				○					○	○		後期中等教育終了後（18歳以上），大学において5年間の養成課程を修了する（教員資格は義務教育ー基礎学校ーの教員と全く同一）。又は大学校において3年間の養成課程を修了する。
			保育助手 (Auxiliares puericultoras docentes)	○			○					◎				後期中等教育終了後（18歳以上），幼児保育専門学校で1年間の課程を修了する。
			看護婦又は保健婦		○							◎				保育助手と同一。
		C母親学校 (Escula Maternel)——2，3歳児対象 幼児学校 (Escuela de parvulos)——4，5歳児対象	幼児教員 (Profesores parvulistas)	○				○					○	○		上記に同じ。
			保育助手 (Auxiliares puericultoras docentes)	○			○					◎				上記に同じ。
			保健婦		○							◎				上記に同じ。
II 所管分離年齢区分型	10 中華人民共和国	A託児所	保育員			○	○			○	○	○				前期中等教育終了後（15歳以上），中等衛生専門学校で3年前後の課程を修了する。しかし，実務研修を受けて資格を得る場合も多い。
			保健員		○		○					○◎				後期中等教育終了後（17歳以上），又は前期中等教育終了後(15歳以上)，中等乃至高等衛生専門学校で3年前後の課程を修了する。
		C幼児園	教養員	○				○		○	○	○◎				後期中等教育終了後（17歳以上），又は前期中等教育終了後(15歳以上)，中等乃至高等師範学校で3年前後の課程を修了する。実務研修を受けて資格を得る場合もある。

保育・教育制度の型	国名	保育施設の種類と名称 A 施設保育 B 家庭的保育 C 幼児教育	保育者の名称	保育者の性 男性を含む	専門領域 看護・保健	福祉	保育	教育	資格の有無と水準 資格不要	義務教育終了	保育教育経験	専門学校の課程	短期大学の課程	大学の課程	資格試験	資格取得の要件
			保育員			○	○			○	○	○				上記に同じ。
Ⅱ	11 フランス共和国	A施設保育所(Creche collective)	保母 (puéricultrice)		○		○	○				◎			◎	後期中等教育終了後（17歳以上），看護専門学校で３年間の課程を修了し，さらに幼児教育専門学校で１年間の課程を修了の後，国家試験に合格する。
			準保母 (Auxiliare puéricultrice)		○		○					○			◎	前期中等教育終了後（14歳以上），専門教育リセにおいて２年間の課程を修了の後，国家試験に合格する。
			乳幼児指導員(Educatrice des jeunes enfants, Educateur—)	○			○	○								後期中等教育終了後（17歳以上），教育専門学校において２年間の課程を修了の後，国家試験に合格する。
		B家庭保育所(Creche familiae) 家庭保母 (Assistante maternelle)	家庭保母 (Assistante maternelle)				○		○							認可を受ける。
		C母親学校 (Ecole maternelle)	女教員 (Institutrice)					○				◎		○		後期中等教育終了後（17歳以上），教育専門学校において３年間の課程を修了する（教員の資格は，初等教育の教員と全く同一であり，大学の一般教育免状(学位)を得ることができる)。
			保育者 (Gardienne)				○		○							

II	12 オランダ王国	A幼児保育所 (Kinderdagverblijf)	保母				○		△			△				中等教育終了後（16歳以上），教員養成学校において夜間コース等の課程を修了する。しかし，この例はきわめて少なく，無資格者が多い。
		C幼児学校 (Kleuterschool)	教員					○				○				中等教育終了後（16歳以上），教員養成学校において3年間の課程を修了する。
	13 イタリア共和国	A託児所 託児グループ	制度的に確立したものはない。				○		△							
		C母親学校 (Scuola materna)	女教員 (Educatrice)					○				○◎				前期中等教育終了後（14歳以上），師範学校において3年間乃至は高等師範学校においてさらに2年間の課程を修了する。
			保育助手				○			○						
	14 ハンガリー人民共和国	A保育所 (Bölcsöde)	保母		○		○					○◎				上級初等教育終了後（14歳以上），中等保育専門学校において4年間の課程を修了する。又はさらに高等保健専門学校において2年間の課程を修了する。
		C幼稚園 (Óvoda)	教員				○	○				◎				上級初等教育終了後（14歳以上），中等保育専門学校において4年間の課程を修了し，さらに高等保育専門学校において2年間の課程を修了する。
			保育助手				○					○				保母と同一。
	15 ポーランド人民共和国	A保育所	保育者	○			○					○				義務教育終了後（15歳以上），保育者養成学校において5年間の課程を修了する。
			保育助手	○			○			○						
			教員	○				○				◎				中等教育終了後（19歳以上），高等教育施設において2年以上の課程を修了する。

保育・教育制度の型	国名	保育施設の種類と名称 A 施設保育 B 家庭的保育 C 幼児教育	保育者の名称	保育者の性 男性を含む	専門領域 看護・保健	福祉	保育	教育	資格の有無と水準 資格不要	義務教育終了	保育教育経験	専門学校の課程	短期大学の課程	大学の課程	資格試験	資格取得の要件
Ⅱ		C保育学校	教員	○				○				◎				同上。
			保育助手	○			○			○						上記に同じ。
	16 チェコスロバキア社会主義共和国	A保育所	保健婦		○		○					○				各種中等学校の2年次を経て義務教育を終了後(16歳以上)，看護専門養成学校において2年乃至3年の課程を修了する。
		C保育学校	教員		○		○	○				○◎	○			中等教育終了後（18歳以上)，高等専門学校又は大学において3年以上の課程を修了する。又は上記保健婦と同一の資格。
Ⅲ 所管統合福祉省担当型	17 ドイツ連邦共和国（西独）	A保育所 (Krippe, Krabelstube) (C)保育センター (Kindertegesstätte, Kindertagesheim)	社会教育士：保母(Socialpädagog:Kinderpflegerin, Säuglingschwester)	○		○	○					○				前期中等教育終了後（15乃至16歳以上)，社会福祉教育専門学校において3年間の課程を修了する。
			教員 (Erzieheren, Kindergartnerin)	○				○				◎				後期中等教育終了後（18乃至19歳以上)，社会教育専門学校において3年間の課程を修了する。
			保育助手	○			○			○	○					
		B保育家庭	家庭保母 (Tagesmutter)						○							連邦の指針により，各州で規定。
		C幼稚園 (Kindergarten)	教員 (Erzieheren, Kindergartnerin)	○				○				◎				上記に同じ。
		(A)保育センター (Kindertagesstätte, Kindertagesheim)	社会教育士：保母(Socialpadagog:Kinderpflegerin, Sauglingschwester)	○		○	○					○				上記に同じ。
			保育助手	○			○			○	○					

Ⅲ	18 スウェーデン王国	A全日制就学前教育：(C)保育所 (Daghem)	保母・保父(Barnskötare)	○		○	○					○				義務教育終了後（16歳以上），専門高等学校において3年以上の課程を修了する。又は高等学校終了後（ただし19歳以上），20週，34週等短期の養成課程を修了する。
			就学前教員 (Förskolärare)	○				○					○	○		高等学校終了後（ただし19歳以上），教員養成大学において最低2年半の課程を修了する。
		B家庭保育室 (Familjedaghem)	家庭保母						△							保育者としての研修を受ける義務がある。
		C半日制就学前教育：(A)幼稚園 (Deltidshem)	保母・保父(Barnskötare)	○		○	○					○				上記に同じ。
			就学前教員 (Förskolärare)	○				○					○	○		
	19 デンマーク王国	A保育所 (Børneasyler)	保育者	○		○	○					○				中等教育前教育終了後（15乃至16歳以上），保育者養成学校において3年乃至4年の課程を修了する。
		C幼稚園(Børnehave)	教員	○				○				◎				中等教育終了後（19歳以上），幼児教育者養成学校において3年乃至4年の課程を修了する。
Ⅳ 所管統合教育省担当型	20 ソビエト社会主義共和国連邦（ソ連）	A保育所 (ЯСЛИ) (C)保育幼稚園 (ЯСЛИ-САД)	保育者 (МЕТОДИСТ)				○	○				◎		○		後期中等教育終了後（17歳以上），教育大学において4年以上の幼児教育課程を修了する。又は後期中等教育終了後（17歳以上），2年間もしくは前期中等教育終了後（15歳以上），4年間の保育専門学校の課程を修了する。
			看護婦		○		○					◎				後期中等教育終了後（17歳以上），2年間もしくは前期中

保育・教育制度の型	国名	保育施設の種類と名称 A 施設保育 B 家庭的保育 C 幼児教育	保育者の名称	保育者の性 男性を含む	専門領域 看護・保健	福祉	保育	教育	資格の有無と水準 資格不要	義務教育終了	保育教育経験	専門学校の課程	短期大学の課程	大学の課程	資格試験	資格取得の要件
																等教育終了後(15歳以上)，4年間の保育専門学校又は衛生専門学校の課程を修了する。
			保育助手 (НЯНЯ)				○		○							
		C幼稚園 (САД)	保育者 (МЕТОДИСТ)				○	○				◎		○		上記に同じ。
			保育助手 (НЯНЯ)				○		○							
	21 ドイツ民主共和国（東独）	A保育所 (Krippe)	保育所教員 (Krippenerzieherin)		○		○					◎				義務教育としての総合技術学校終了後(17歳以上)，医学専門学校において3年間の課程を修了する。
Ⅳ			助手 (Helferin)				○			○						
		C幼稚園 (Kindergarten)	幼稚園教員 (Kindergartenerzieherin)					○				◎				義務教育としての総合技術学校終了後(17歳以上)，教育専門学校において3年間の課程を修了する。
			助手 (Helferin)				○			○						
	22 ユーゴスラビア社会主義連邦共和国	A保育所 (Asyla)	保育者	○			○					○				初等教育終了後（15歳以上），保育者養成学校において4年乃至5年の課程を修了する。
		B幼稚園	教員	○				○					○			中等教育終了後（19歳以上），教員養成大学において2年間の課程を修了する。

Abstract

International Comparative Study on the Training and Qualification of the Day Care Personnel

Takehiro AMINO

The proportin of preschool children who are cared in day nurseries or educated in kindergartens has been increasing in Japan, and the importance of the role of day care personnel who is assigned as a professional for the promotion of the growth and development of children are also noticed more and more.

The professional role of this personnel is demanded not only in day nursery but also in another child care institution and furthermore in preschool education. Therefore, the question "What is the day care?", or "What is the essential role of day care professional?" has continued to be asked.

So in this study, to make the proposal on how to improve the method of training of the day care personnel and how to enrich more the contents of the day nursery's guideline, an international comparative study on the training and qualification of the day care personnels has started.

At the first report, compared the present situation and tendency in 22 countries including Japan, the following contents were described.

1. The systematization of the training and qualification of day care personnels in the world.
2. The term of the day care facilities and the definition of the day care.
3. The term of the day care personnel and its professionality.
4. The duratsion of education in the training school, and the range of age and the sex of the students.